

決議第一号

暴力的行為の排除に關する決議  
右の決議案を別紙のとおり提出する。

昭和三十八年六月二十九日

提出者 三朝町議會議員 天野 廉三

賛成者 三朝町議會議員 牧 田 禎

三朝町議會議員 大橋 一男

三朝町議會議員 山崎 辰己

昭和三十八年六月二十九日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



### 暴力的行為の排除に関する決議

暴力的不良行為を防止する目的をもつて、本県においてさきにくれん隊防止条例の制定実施をみたことは、時宜にかなう適切な措置として深くわれわれの賛意を表すところである。

思うに、本町は湯の町、山の町として、年を追つて外来客は激増の一途をたどり、ますます発展の途上にあることは町民のひとしくよろこびとするところである。

しかるに、本町においては遺憾ながらたまたま暴力的不良行為の発生をまねいたこともあり、今後かかる公衆に迷惑を及ぼすような暴力的、不良行為を、町民一体となつて未然に防止し、明るく住みよい湯と山の町の建設を期するため、この際町民の総力による一大運動を強力に推進すべき秋に當つていゝものと痛感する次第である。よつて、ここに三朝町を「暴力追放の町」とすることを宣言すべきである。

右決議する。

昭和三十八年六月二十九日

三朝町議会